

令和6年坂祝町議会 第4回定例会 議案

令和6年12月3日提出
加 茂 郡 坂 祝 町

付議事件

- | | |
|-----------|---|
| 承認第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和 6 年度坂祝町一般会計補正予算 (第 6 号)) |
| 議案第 5 2 号 | 坂祝町刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 議案第 5 3 号 | 坂祝町職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 4 号 | 坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 5 号 | 坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 6 号 | 坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 7 号 | 坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 8 号 | 坂祝町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 9 号 | 坂祝町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 6 0 号 | 坂祝町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 6 1 号 | 坂祝町社会体育施設条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 6 2 号 | 令和 6 年度坂祝町一般会計補正予算 (第 7 号) について |
| 議案第 6 3 号 | 令和 6 年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について |
| 議案第 6 4 号 | 令和 6 年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 議案第 6 5 号 | 令和 6 年度坂祝町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 議案第 6 6 号 | 令和 6 年度坂祝町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について |
| 議案第 6 7 号 | 令和 6 年度坂祝町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) について |
| 議案第 6 8 号 | 坂祝町と美濃加茂市の定住自立圏形成協定を変更することについて |
| 議案第 6 9 号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第 7 0 号 | 町道の路線の認定について |

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて
(令和 6 年度坂祝町一般会計補正予算 (第 6 号))

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

専決処分事項
(専決第 7 号)

令和 6 年度坂祝町一般会計補正予算 (第 6 号)

専決処分日

令和 6 年 1 0 月 1 0 日

処 分 理 由

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行第 5 0 回衆議院議員総選挙及び第 2 6 回最高裁判所裁判官国民審査を執行するための経費等の予算計上にあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると判断し、専決処分するものです。

議案第 5 2 号

坂祝町刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、坂祝町刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）により懲役及び禁錮刑が新たに拘禁刑として単一化されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

坂祝町刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(案)

(坂祝町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 坂祝町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(坂祝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 坂祝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (略)	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (略)

(坂祝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 坂祝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の1に該当する者に対しては、支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の1に該当する者に対しては、支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)

第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)

又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を

同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

議案第 53 号

坂祝町職員定数条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町職員定数条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

定年が延長されたことに伴い、定年が段階的に引き上げられる期間、定年退職者がいない年も含め、職員の増加見込み及び新規採用職員の計画的な採用を行う必要があることから職員定数を改正するものです。

坂祝町職員定数条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町職員定数条例(昭和38年条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。 【別記1 参照】	(定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

区分	定数
町長の事務部局	56人
議会の事務部局	1人
選挙管理委員会の事務部局	(兼任)1人
監査委員の事務部局	(兼任)1人
教育委員会の事務部局	25人
教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関	7人
農業委員会の事務部局	1人
公営企業の職員	5人
合計	95人

改正前

区分	定数
町長の事務部局	56人
議会の事務部局	1人
選挙管理委員会の事務部局	(兼任)1人
監査委員の事務部局	(兼任)1人
教育委員会の事務部局	18人
教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関	8人
農業委員会の事務部局	1人
公営企業の職員	5人
合計	89人

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 4 号

坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

人事院勧告による国家公務員給与改定を準拠する一般職員の期末・勤勉手当の年間支給月数が 0. 1 0 月分引き上げられることに合わせて議員の期末手当支給月数を引き上げるものです。

坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項ただし書に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、坂祝町職員の給与に関する条例(昭和39年条例第1号)の規定により、期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項ただし書に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、坂祝町職員の給与に関する条例(昭和39年条例第1号)の規定により、期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）の施行の日から施行し、改正後の坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における改正後の条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の230」とあるのは、「6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の240」とする。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 55 号

坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

人事院勧告による国家公務員給与改定を準拠する一般職員の期末・勤勉手当の年間支給月数が 0.10 月分引き上げられることに合わせて常勤の特別職の職員の期末手当支給月数を引き上げるものです。

坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、一般職の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、一般職の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）の施行の日から施行し、改正後の坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における改正後の条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の230」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の240」とする。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 56 号

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

令和 6 年 8 月 8 日付け人事院の勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されることに伴い、その規定を準拠してきた本町の職員に関する給与等の関係規定を改正するものです。

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 坂祝町職員の給与に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第20条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの（これらの職員のうち町の規則で定める職員に限る。次条において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4・5 （略） （勤勉手当） 第21条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤務手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前再任用	（期末手当） 第20条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの（これらの職員のうち町の規則で定める職員に限る。次条において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。 4・5 （略） （勤勉手当） 第21条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤務手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前再任用

短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては退職し、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の107.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の127.5</u>) を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の61.25</u>) を乗じて得た額の総額 3・4 (略)	短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては退職し、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の102.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の122.5</u>) を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の48.75</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の58.75</u>) を乗じて得た額の総額 3・4 (略)
--	--

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300

18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600

61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000	
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300	
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500	
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700	
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500		
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800		
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000		
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200		
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500		
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800		
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000		
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200		
94		299, 400	347, 400				
95		299, 700	347, 800				
96		300, 100	348, 200				
97		300, 300	348, 400				
98		300, 600	348, 800				
99		301, 000	349, 200				
100		301, 400	349, 500				
101		301, 600	349, 800				
102		301, 900	350, 200				
103		302, 200	350, 600				

	104		302,500	351,000				
	105		302,700	351,500				
	106		303,000	351,900				
	107		303,300	352,300				
	108		303,600	352,700				
	109		303,800	353,200				
	110		304,200	353,600				
	111		304,600	353,900				
	112		304,900	354,200				
	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

第2条 坂祝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> (行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの(これらの職員のうち町の規則で定める職員に限る。次条において「特定管理職員」という。)) にあつては、<u>100分の105</u> を乗じて得た額) に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号	(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> (行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの(これらの職員のうち町の規則で定める職員に限る。次条において「特定管理職員」という。)) にあつては、<u>100分の107.5</u> を乗じて得た額) に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該

に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4・5 (略) (勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤務手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては退職し、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額 3・4 (略)	各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4・5 (略) (勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤務手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては退職し、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の107.5</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の61.25</u>)を乗じて得た額の総額 3・4 (略)
--	--

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の坂祝町職員の給与に関する条例（次条において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の坂祝町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 57 号

坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

令和 6 年 8 月 8 日付け人事院の勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されることに伴い、会計年度任用職員に関する給与の関係規定等の所要の改正をするものです。

坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

給料表

	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
		円	円
1		183,500	230,000
2		184,600	231,500
3		185,800	233,000
4		186,900	234,500
5		188,000	236,000
6		189,700	237,500
7		191,300	239,000
8		192,900	240,500
9		194,500	242,000
10		196,200	243,400
11		197,800	244,800
12		199,400	246,200
13		201,000	247,400
14		202,700	248,600
15		204,400	249,800
16		206,100	251,000
17		207,400	252,100
18		209,000	253,200
19		210,600	254,300
20		212,100	255,400
21		213,600	256,400
22		215,200	257,400
23		216,800	258,400
24		218,400	259,400
25		220,000	260,400
26		221,700	261,300
27		223,000	262,200
28		224,300	263,100
29		225,600	263,900
30		226,700	264,700

31	227, 800	265, 500
32	228, 900	266, 300
33	230, 000	267, 000
34	231, 100	267, 800
35	232, 200	268, 600
36	233, 300	269, 300
37	234, 400	270, 000
38	235, 400	270, 800
39	236, 400	271, 600
40	237, 300	272, 300
41	238, 200	273, 000
42	239, 100	273, 800
43	239, 900	274, 600
44	240, 700	275, 300
45	241, 400	276, 000
46	242, 000	276, 700
47	242, 600	277, 400
48	243, 200	278, 100
49	243, 800	278, 800
50	244, 400	279, 500
51	245, 000	280, 200
52	245, 500	280, 900
53	246, 000	281, 500
54	246, 400	282, 200
55	246, 700	282, 800
56	247, 000	283, 500
57	247, 300	284, 100
58	247, 600	284, 800
59	247, 900	285, 400
60	248, 200	286, 100
61	248, 500	286, 700
62	248, 800	287, 400
63	249, 100	288, 000
64	249, 400	288, 500
65	249, 700	289, 000
66	250, 000	289, 600
67	250, 300	290, 100
68	250, 600	290, 700
69	250, 900	291, 200
70	251, 200	291, 700
71	251, 500	292, 300
72	251, 800	292, 900
73	252, 100	293, 400
74	252, 400	293, 900

75	252, 700	294, 300
76	253, 000	294, 600
77	253, 300	294, 800
78	253, 600	295, 100
79	253, 900	295, 300
80	254, 200	295, 600
81	254, 500	295, 800
82	254, 800	296, 000
83	255, 100	296, 300
84	255, 400	296, 500
85	255, 700	296, 800
86	256, 000	297, 100
87	256, 300	297, 400
88	256, 600	297, 700
89	256, 900	298, 000
90	257, 200	298, 300
91	257, 500	298, 600
92	257, 800	299, 000
93	258, 100	299, 200
94		299, 400
95		299, 700
96		300, 100
97		300, 300
98		300, 600
99		301, 000
100		301, 400
101		301, 600
102		301, 900
103		302, 200
104		302, 500
105		302, 700
106		303, 000
107		303, 300
108		303, 600
109		303, 800
110		304, 200
111		304, 600
112		304, 900
113		305, 100
114		305, 300
115		305, 600
116		306, 000
117		306, 200
118		306, 400

119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）の施行の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正前の坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 58 号

坂祝町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町長寿者褒賞条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

坂祝町長寿者褒賞の資格及び褒賞を変更するため、坂祝町長寿者褒賞条例の一部を改正するものです。

坂祝町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町長寿者褒賞条例(平成3年条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(資格) 第2条 褒賞は、<u>誕生日現在において10年以上町の住民基本台帳に記録され、満100歳に達した者に贈るものとする。</u> (褒賞) 第3条 褒賞は、<u>前条に該当する者について、100,000円を授与する。</u> (褒賞授与の期日) 第4条 褒賞の授与は、町長が<u>当該者の誕生日以降に、褒賞金を贈るものとする。</u> 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	(資格) 第2条 褒賞は、<u>本町の住民で当該年度中に満95歳及び満100歳に達する者に贈るものとする。</u> (褒賞) 第3条 褒賞は、<u>前条に該当する者について、次の区分により行う。</u> (1) <u>満95歳の者 50,000円</u> (2) <u>満100歳の者 100,000円</u> (褒賞の期日) 第4条 褒賞は、<u>満95歳の者及び100歳の者に、町長が誕生日以降に、褒賞金を贈るものとする。</u> 附 則 (施行期日) 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (適用) 2 <u>この条例の施行の際、引き続き5年以上本町に住所を有している者で、満90歳以上満95歳未満の者については第3条第1項第1号の規定を、満95歳以上満100歳未満の者については同条同項第2号の規定を、満100歳以上の者については同条同項第3号の規定を適用する。</u>

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 59 号

坂祝町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する省令」が令和 6 年 4 月 1 日に施行され、地域包括支援センターの職員配置基準を柔軟化する改正が行われたため、坂祝町の地域包括支援センターの職員の配置基準について改正するものです。

坂祝町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例(平成27年条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(基本方針) 第2条 (略) 2 地域包括支援センターは、坂祝町地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)<u>の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</u> <u>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</u> 第3条 <u>一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。 <u>(1) 保健師その他これに準じる者 1</u>	(基本方針) 第2条 (略) 2 地域包括支援センターは、坂祝町地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)<u>の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</u> <u>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</u> 第3条 <u>一の地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤職員の員数は、原則として次のとおりとする。</u> <u>(1) 保健師その他これに準じる者 1人</u> <u>(2) 社会福祉士その他これに準じる者 1人</u> <u>(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)</u>その他これに準じる者 <u>1人</u>

人 (2) <u>社会福祉士その他これに準じる者 1人</u> (3) <u>主任介護支援専門員（省令 第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準じる者 1人</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</u> (1) <u>町内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合</u> (2) <u>前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合</u> (3) <u>町の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合</u> 【別記1 参照】	2 <u>前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると坂祝町地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ次の各号に定めるところによることができる。</u> (1) <u>おおむね1,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</u> (2) <u>おおむね1,000人以上2,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤職員とする。）</u> (3) <u>おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</u> 3 <u>第1項各号に規定する準じる者については、それぞれ次の各号に定めるものとする。</u> (1) <u>保健師に準じる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師を除く。）</u> (2) <u>社会福祉士に準じる者 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以</u>
--	---

	<u>上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者</u> (3) <u>主任介護支援専門員に準じる者</u> <u>介護支援専門員として業務経験を3年以上有し、厚生労働省が定める介護支援専門員の専門性を高め資質向上を図ることを目的とした研修を修了し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援に関する知識及び能力を有している者</u>
--	---

【別記1】

<u>担当する区域における第1号被保険者の数</u>	<u>地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数</u>
<u>おおむね1,000人未満</u>	<u>前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</u>
<u>おおむね1,000人以上2,000人未満</u>	<u>前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</u>
<u>おおむね2,000人以上3,000人未満</u>	<u>専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

坂祝町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

坂祝町学校開放施設を今後も持続的に有効活用していくため、使用料を改定し、それに伴い別表を改めるとともに、前納の記載を指定の期日と改めるものです。

坂祝町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第6条 学校教育の目的に使用する場 合を除くほか、学校開放施設を使用し ようとする者は、別表に定める使用料 を<u>指定された期日までに納付</u>しなけれ ばならない。 <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) 別表(第6条関係) 【別記1 参照】	(使用料) 第6条 学校教育の目的に使用する場 合を除くほか、学校開放施設を使用し ようとする者は、別表に定める使用料 を<u>納入</u>しなければならない。 <u>2</u> 前項の使用料は、<u>前納</u>しなければ ならない。ただし、町長が特別の理由 があると認める場合は、この限りでな い。 <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) 別表(第6条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

施設名等		使用料 (1時間当たりの金額)
小学校屋外運動場	施設使用料(町内)	200円
	施設使用料(町外)	400円
	照明設備使用料	500円
小学校屋内運動場 (1面)	施設使用料(町内)	200円
	施設使用料(町外)	400円
	照明設備使用料	300円
中学校屋外運動場	施設使用料(町内)	200円
	施設使用料(町外)	400円
中学校野球場	施設使用料(町内)	200円
	施設使用料(町外)	400円

中学校屋内運動場 (1面)	施設使用料(町内)	200円
	施設使用料(町外)	400円
	照明設備使用料	300円
中学校柔剣道場	施設使用料(町内)	200円
	施設使用料(町外)	400円
付記		
1 1時間に満たない使用時間については、1時間に繰り上げて算定する。		
2 各施設の使用時間は、午前6時から午後9時30分までとする。		

改正前

施設名等		使用料 (1時間当たりの金額)
小学校屋外運動場	施設使用料	130円
	照明設備使用料	400円
小学校屋内運動場 (1面)	施設使用料	160円
	照明設備使用料	260円
中学校屋外運動場	施設使用料	130円
中学校野球場	施設使用料	130円
中学校屋内運動場 (1面)	施設使用料	160円
	照明設備使用料	260円
中学校柔剣道場	施設使用料	70円
	照明設備使用料	50円
付記		
1 1時間に満たない使用時間については、1時間に繰り上げて算定する。		
2 各施設の使用時間は、午前6時から午後9時30分までとする。		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の坂祝町小学校及び中学校の設置等に関する条例第6条の規定は、令和7年4月1日以降に使用する学校開放施設使用料について適用し、令和7年3月31日以前の学校開放施設使用料については、なお従前の例による。

議案第 6 1 号

坂祝町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、坂祝町社会体育施設条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

一部名称を現状の呼称に合わせ、坂祝町社会体育施設を今後も持続的に有効活用していくために使用料を改定し、それに伴い別表を改めるとともに、前納の記載を指定の期日と改めるものです。

坂祝町社会体育施設条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町社会体育施設条例(昭和51年条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第2条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記1 参照】 (使用料等) 第10条 社会体育施設を使用しようとする者は、別表に定める使用料を<u>指定された期日までに納付</u>しなければならない。 <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) 別表(第10条関係) 【別記2 参照】	(名称及び位置) 第2条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記1 参照】 (使用料等) 第10条 社会体育施設を使用しようとする者は、別表に定める使用料を<u>納入</u>しなければならない。 <u>2</u> 前項の使用料は、<u>前納</u>しなければならない。ただし、<u>町長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</u> <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) 別表(第10条関係) 【別記2 参照】

【別記1】

改正後

名称	位置
坂祝町町民 <u>グラウンド</u>	坂祝町取組35番地4
東館	坂祝町酒倉770番地8
西館	坂祝町深萱370番地1
坂祝町総合 <u>グラウンド</u>	坂祝町黒岩111番地1
坂祝町スポーツドーム	坂祝町黒岩1260番地1
坂祝町町民ふれあいプール	坂祝町黒岩102番地1
坂祝町多目的 <u>グラウンド</u>	坂祝町黒岩133番地2

改正前

名称	位置
坂祝町町民運動場	坂祝町取組 3 5 番地 4
東館	坂祝町酒倉 7 7 0 番地 8
西館	坂祝町深萱 3 7 0 番地 1
坂祝町総合運動場	坂祝町黒岩 1 1 1 番地 1
坂祝町スポーツドーム	坂祝町黒岩 1 2 6 0 番地 1
坂祝町町民ふれあいプール	坂祝町黒岩 1 0 2 番地 1
坂祝町多目的グラウンド	坂祝町黒岩 1 3 3 番地 2

【別記2】

改正後

施設名等		使用料 (1 時間当たりの金額)	
町民グラウンド	施設使用料(町内)	2 0 0 円	
	施設利用料(町外)	4 0 0 円	
	照明設備使用料	1, 6 0 0 円	
東館及び 西館	体育館	施設使用料(町内)	2 0 0 円
		施設利用料(町外)	4 0 0 円
		照明設備使用料	3 0 0 円
	会議室	施設使用料(町内)	3 0 0 円
		施設利用料(町外)	5 0 0 円
総合グラウンド	施設使用料(町内)	3 0 0 円	
	施設利用料(町外)	5 0 0 円	
	照明設備使用料	2, 4 0 0 円	
総合テニスコート (1 面)	施設使用料(町内)	3 0 0 円	
	施設利用料(町外)	5 0 0 円	
	照明設備使用料	5 0 0 円	
スポーツドーム (1 面)	施設使用料(町内)	4 0 0 円	
	施設利用料(町外)	8 0 0 円	
	照明設備使用料	6 0 0 円	
多目的グラウンド	施設使用料(町内)	2 0 0 円	
	施設利用料(町外)	4 0 0 円	

付記	
1	1 時間に満たない使用時間については、1 時間に繰り上げて算定する。
2	各施設の使用時間は、午前 6 時から午後 9 時 3 0 分までとする。

改正前

施設名等		使用料 (1 時間当たりの金額)	
町民運動場		施設使用料	1 3 0 円
		照明設備使用料	1, 6 0 0 円
東館及び 西館	体育館	施設使用料	1 6 0 円
		照明設備使用料	2 6 0 円
	会議室	施設使用料	1 1 0 円
		空調設備使用料	1 7 0 円
総合運動場		施設使用料	2 6 0 円
		照明設備使用料	2, 4 0 0 円
総合テニスコート (1 面)		施設使用料	2 6 0 円
		照明設備使用料	4 3 0 円
スポーツドーム (1 面)		施設使用料	3 5 0 円
		照明設備使用料	5 3 0 円
多目的グラウンド		施設使用料	1 3 0 円
付記			
1 1 時間に満たない使用時間については、1 時間に繰り上げて算定する。			
2 各施設の使用時間は、午前 6 時から午後 9 時 3 0 分までとする。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の坂祝町社会体育施設条例第 1 0 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降に使用する社会体育施設使用料について適用し、令和 7 年 3 月 3 1 日以前の社会体育施設使用料については、なお従前の例による。

議案第 6 2 号

令和 6 年度坂祝町一般会計補正予算（第 7 号）について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度坂祝町一般会計補正予算（第 7 号）を提出するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

議案第 6 3 号

令和 6 年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を提出するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

議案第 6 4 号

令和 6 年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を提出するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

議案第 6 5 号

令和 6 年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を提出するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

議案第 66 号

令和 6 年度坂祝町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、
令和 6 年度坂祝町水道事業会計補正予算（第 3 号）を提出するものとする。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

議案第 67 号

令和 6 年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、
令和 6 年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を提出するものとする。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

議案第 6 8 号

坂祝町と美濃加茂市の定住自立圏形成協定を変更することについて

坂祝町と美濃加茂市の間において締結されている定住自立圏形成協定を別紙のとおり一部を変更するため、坂祝町議会の議決すべき事件に関する条例（平成 2 1 年坂祝町条例第 4 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

定住自立圏の形成に関する協定の 一部を変更する協定書

令和7年4月1日

美濃加茂市・坂祝町

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

美濃加茂市(以下「甲」という。)と坂祝町(以下「乙」という。)は、令和3年4月1日付けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり一部を変更する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)第4の規定によるもの。)を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、より快適でより幸福な暮らしの実現のために必要な都市機能及び生活機能を強化し、定住化の推進と圏域に住む一人ひとりが、住んでよかったと実感できる「自立循環型のふるさと定住自立圏」を形成することに関して、必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞれの地域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

(連携する具体的事項及び役割分担)

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。

(ア)生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

・広域救急医療体制の充実

a 取組みの内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携並びに健康相談窓口の開設など、圏域住民が安心して医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

(a)地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

(b)住民の健康に対する安心感、知識向上のため、健康相談窓口の開設を行う。

c 乙の役割

地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

【福祉】

・子育て支援サービスの強化

a 取組みの内容

地域ぐるみで子育てを支える環境の質的・量的向上を図るため、圏域の児童を対象に、住民のニーズやライフスタイルに応じた子育て支援サービスを強化する。

b 甲の役割

子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育て支援サービスに関する取組みを支援する。

c 乙の役割

子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育て支援サービスに関する取組みを支援する。

・福祉サービスの向上に対する環境の整備

a 取組みの内容

住民が住み慣れた地域で安心して生活できる圏域を形成するため、福祉及び介護サービスに関する情報発信機能を強化する。

b 甲の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

c 乙の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

・幼児療育支援の質の向上

a 取組みの内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修会等を実施し、療育者の質の向上を図る。また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、各地域が必要とする専門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、地域が必要とする派遣事業を実施する。

【教育】

・外国籍児童・生徒に対する教育環境の整備

a 取り組みの内容

圏域の外国人の子どもの学校生活における適応力及び就学率の向上を図る。

b 甲の役割

初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもの適切な教育を受けられる環境を整備する。

c 乙の役割

初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもの適切な教育を受けられる環境を整備する。

・図書館相互利用の促進

a 取り組みの内容

図書館の広域利用を促進するため、図書館の相互の連携を強化する。

b 甲の役割

圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供と、研修・講座の企画や読み聞かせなど発表場所の提供に努める。

c 乙の役割

圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供と、研修・講座の企画や読み聞かせなど発表場所の提供に努める。

・生涯学習機会の充実

a 取り組みの内容

圏域住民の生涯学習機会を推進するため、各公共施設で実施する生涯学習講座等の充実を図り、また圏域住民への情報提供をする。

b 甲の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

c 乙の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

【産業振興】

・農林業の振興

a 取り組みの内容

有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の増加、荒廃する森林の増加など、農林業の課題に連携して対応するとともに、資源の有効活用や担い手の育成など、農林業の振興を図る。

b 甲の役割

有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施および、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進していく。また、農林業に関する情報の収集や最先端技術などを活用し、新たな整備方法や資源活用方法などの研究・開発に取り組むとともに、圏域と情報共有および調整を図る。

c 乙の役割

有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施および、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進していく。また、農林業に関する情報の収集や最先端技術などを活用し、新たな整備方法や資源活用方法などの研究・開発に取り組む。

・木曽川や旧中山道を活用した観光の推進

a 取組みの内容

木曽川及び旧中山道を軸に圏域の連携を図り、地域固有の歴史や文化を活かした広域観光を推進する。特に、全国有数の清流である木曽川流域において「かわまちづくり」を進め、川を利用した地域の活性化事業を推進する。

b 甲の役割

(a)旧中山道を中心として、観光産業にかかわる民間企業や関係団体との連携により、訪れる人々が回遊しやすい観光環境を整備する。

(b)木曽川河畔の親水空間を、国や県と連携して、圏域全体の憩いの場としての環境を整備する。

c 乙の役割

地域の木曽川及び旧中山道を活用した観光資源の開発を進めるとともに、それらを活用して広域観光推進に関する取組み及び支援を行う。

【防災】

・圏域防災体制の充実

a 取組みの内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応できる職員の技術向上の体制を整備する。

b 甲の役割

防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

圏域の防災体制の充実に取り組む。

【環境】

・総合的な環境・エネルギー対策の推進

a 取組みの内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等多様な主体との連携のもと、圏域全体で二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減や、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。また、圏域河川の水質保全、自然環境の保護活動、リサイクル等によるごみの減量対策や適正な処理等の環境対策を広域的・効果的に実施する。

b 甲の役割

(a)関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。

(b)圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。

(c)圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

(a)関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。

(b)圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。

(c)圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境に関わる活動を支援する。

【男女共同参画】

・男女共同参画推進

a 取組みの内容

圏域における男女共同参画社会の形成を促進するため、合同研修等を実施し、職員の資質向上と圏域の人づくりを行う。

b 甲の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

c 乙の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

【消費生活】

・消費生活センター運営

a 取組みの内容

消費生活の安全・安心の拠点として「広域消費生活相談室」を設置し、消費者被害の相談業務や、未然防止の啓発活動を連携して行う。

b 甲の役割

広域消費生活相談室に相談員を配置し、機能の維持・充実を図るとともに、地域の消費者の相談、情報提供、啓発活動に取り組む。

c 乙の役割

地域の消費者への情報提供や啓発活動に取り組む。

(イ) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

【デジタル・ディバイドの解消へ向けた ICT インフラ整備】

・広報連携による情報提供

a 取組みの内容

圏域内の情報を共有し、相互に発信するほか、行政区の枠組みを越えた広域連携による情報発信を行う。

b 甲の役割

中心的な役割を担い、圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

c 乙の役割

圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

【地域内外の住民との交流・移住促進】

・多文化共生の推進

a 取組みの内容

地域でのコミュニケーションを円滑にするために外国人住民には基礎的な日本語習得の機会を提供し、日本人住民には「やさしい日本語」の習得を促す。

b 甲の役割

日本語講座のスタッフ養成及び場所の提供を行う。また、外国人住民の需要を把握し、日本語講座のスタッフ養成に対して協力・支援を行う。

c 乙の役割

日本語講座のスタッフ養成及び場所の提供を行う。また、外国人住民の需要を把握し、日本語講座のスタッフ養成に対して協力・支援を行う。

(ウ) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

【圏域内市町村の職員等の交流】

・定住自立圏構想推進に係る会議の設置

a 取組みの内容

定住自立圏構想で取組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

2 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 美濃加茂市太田町 3431 番地1
美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡坂祝町取組 46 番地 18
坂祝町

坂祝町長

議案第 6 9 号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び坂祝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年坂祝町条例第 3 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 上水工第 6 - 1 号
酒倉地区配水管布設替工事（1 - 1 1） |
| 2. 契約金額 | 当初 7 7, 5 5 0, 0 0 0 円
変更 8 3, 1 0 0, 6 0 0 円
増減額 5, 5 5 0, 6 0 0 円増 |
| 3. 契約の相手方 | 株式会社栗山組
加茂郡坂祝町酒倉 2 0 0 8 番地 |

議案第 70 号

町道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て次の路線を認定するものとする。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

整理番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点	重要な経過地
1144	酒倉 144 号線	加茂郡坂祝町酒倉字上寿後 1374 番 6 地先から	
		加茂郡坂祝町酒倉字上寿後 1374 番 8 地先まで	